

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設(以下「放課後児童クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
わかくさ学級	山口市大殿大路213番地
わかくさ第2学級	山口市大殿大路213番地
やまびこ学級	山口市元町2番26号
やまびこ第2学級	山口市元町3番16号
やまびこ第3学級	山口市元町3番16号
すずみ学級	山口市宮野下3017番地
すずみ第2学級	山口市宮野下3017番地
うえき学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号
うえき第2学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号
うえき第3学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号
みなみ学級	山口市大内矢田南二丁目3番5号
みなみ第2学級	山口市大内矢田南二丁目3番6号
みなみ第3学級	山口市大内矢田南二丁目3番7号
しょうだ学級	山口市下小鯖2519番地
ひめやま学級	山口市黒川1214番地1
ひめやま第2学級	山口市黒川1214番地1
ひめやま第3学級	山口市黒川1214番地1
さわやか学級	山口市矢原1486番地
さわやか第2学級	山口市矢原1486番地
さわやか第3学級	山口市矢原1505番地1
もみじ学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号
もみじ第2学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号
もみじ第3学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号
なかよし学級	山口市白石一丁目10番1号
なかよし第2学級	山口市白石一丁目10番1号
わくわく学級	山口市鑄銭司4058番地
くすのき学級	山口市仁保中郷82番地
たんぼぼ学級	山口市秋穂二島6165番地
おおぞら学級	山口市嘉川1399番地1
おおぞら第2学級	山口市嘉川1399番地1
はばたき学級	山口市佐山1340番地1
ひまわり学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号
ひまわり第2学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号
ひまわり第3学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号
はちのこ学級	山口市小郡下郷254番地3
はちのこ第2学級	山口市小郡下郷254番地3
はちのこ第3学級	山口市小郡下郷306番地1
しらさぎ学級	山口市小郡緑町8番6号
しらさぎ第2学級	山口市小郡緑町7番30号

しらさぎ第3学級	山口市小郡緑町8番6号
徳佐児童クラブ	山口市阿東徳佐中3287番地9
おひさまクラブ2	山口市阿知須4251番地
おひさまクラブ3	山口市阿知須4851番地2
にこにこ学級	山口市名田島1536番地1
大海なかよし学級	山口市秋穂東2566番地2

(管理)

第3条 放課後児童クラブの管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 留守家庭児童の育成に関すること。
- (2) 放課後児童クラブの管理運営に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第5条 指定管理者が放課後児童クラブの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当日)から起算して5年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

2 市長が、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、次に指定された指定管理者が放課後児童クラブの管理を行う期間は、[前項](#)の規定にかかわらず、管理を開始した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(休所日)

第6条 放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) [国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開所時間)

第7条 放課後児童クラブの開所時間は、小学校の放課後から午後6時までとする。

2 小学校の休業日に当たる場合の開所時間は、市長が別に定める。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(対象児童)

第8条 放課後児童クラブに入所できる者は、本市に住所を有する小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市留守家庭児童学級健全育成対策事業要綱(山口市制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

3 平成17年10月1日から平成20年3月31日までの間は、[次表](#)の右欄に掲げるものを[第3条](#)の規定により指定した指定管理者とする。

名称	指定管理者
やまびこ学級	山彦学級運営協議会
すずみ学級	すずみ学級運営協議会
うえき学級	大内地区社会福祉協議会
みなみ学級	大内地区社会福祉協議会
しょうだ学級	しょうだ学級運営委員会

ひめやま学級	ひめやま学級運営協議会
さわやか学級	大歳地区留守家庭児童学級運営協議会
もみじ学級	もみじ学級運営協議会
なかよし学級	白石地区留守家庭児童学級運営協議会
わくわく学級	鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会
くすのき学級	仁保地区留守家庭児童学級運営協議会
たんばぼ学級	二島留守家庭児童学級運営委員会

附 則(平成18年12月25日条例第50号)
(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。
(山口市小郡児童クラブ設置及び管理条例の廃止)
- 山口市小郡児童クラブ設置及び管理条例(平成17年山口市条例第97号)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の山口市小郡児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月25日条例第40号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第38号)
この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第42号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日条例第30号)
(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に管理を開始する場合における指定管理者の管理指定期間については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月29日条例第36号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第39号)
(施行期日)

- この条例は、平成22年9月1日から施行する
(管理指定期間の特例)
- この条例の施行後最初にみなみ第2学級又はおおぞら学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、改正後の山口市児童クラブ設置及び管理条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則(平成22年9月30日条例第67号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第21号)
(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(山口市徳佐児童クラブ設置及び管理条例の廃止)
- 山口市徳佐児童クラブ設置及び管理条例(平成22年山口市条例第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の山口市徳佐児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月21日条例第12号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第9号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第51号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日条例第9号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市児童クラブ設置及び管理条例によるわかぐさ第2学級及びひまわり第2学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成26年9月22日条例第33号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年6月25日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第31号で平成28年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるすずみ第2学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成28年6月24日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第55号で平成29年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるみなみ第3学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成29年6月23日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第34号で平成30年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるうえき第3学級及びおひさまクラブ2の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成29年9月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第2号で平成30年1月29日から施行)

附 則(平成30年6月22日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成30年規則第69号で平成31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるひめやま第3学級、さわやか第2学級及びなかよし第2学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和元年6月24日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の表やまびこ第2学級の項の次に1項を加える改正規定、同表もみじ第2学級の項の次に1項を加える改正規定及び同表ひまわり第2学級の項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(令和元年規則第18号で令和2年4月1日から施行)

(2) 第2条の表しらさぎ学級の項の改正規定及び同表しらさぎ第2学級の項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(令和2年規則第6号で令和2年10月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるやまびこ第3学級、もみじ第3学級、ひまわり第3学級及びしらさぎ第3学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(管理指定期間の特例)

- 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行後最初にやまびこ第3学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後最初にしらさぎ第3学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則(令和2年7月7日条例第19号)

この条例は、令和2年7月17日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和3年規則第52号で令和3年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるはばたき学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(管理指定期間の特例)

- 3 この条例の施行後最初にはばたき学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則(令和3年10月8日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年規則第5号で令和4年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるこにこ学級及び大海なかよし学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和4年10月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和4年規則第47号で令和5年1月10日から施行)

附 則(令和5年6月26日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年規則第46号の2で令和6年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるはちのこ第3学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和6年7月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和6年規則第39号の2で令和7年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるさわやか第3学級、おおぞら第2学級及びおひさまクラブ3の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。